

BLUE RETURN

青色申告

2026

10・11

Vol.846

4ページ

令和9年度税制改正要望意見

7ページ

令和8年熊本地震で
被害を受けた皆様へ

8ページ

令和9年分からの
青色申告特別控除

10ページ

令和8年度
最低賃金の改定について

今月の表紙

朝日に照らされた吾妻小富士と紅葉

(福島県福島市)

BESTパートナー
大樹生命

日本生命グループ

つなぐ～信頼を届け、未来を拓く～

こつこつきちんと あなたのため こつこつきちんと みんなのため
こつこつきちんと 地球のため こつこつきちんと 明日のため
こつこつ愛して こつこつ生きてるあなたを、
わたしたち大樹生命も、こつこつきちんと 応援します。



大樹生命保険株式会社

〒105-7190 東京都港区東新橋 1-5-2 <https://www.taiju-life.co.jp/>

病気・ケガに備える青色申告会のたすけあい制度

1万人を超える皆さまのご支援で、共済会は50周年を迎えました

病気にも、ケガにも
全青色共済

病気による死亡・入院、
ケガによる死亡・後遺障害、
火災などを保障

月額換算

1,000円

ケガの補償をプラス
傷害特約

ケガによる死亡・後遺障害・
入院・通院・手術、
日常生活の賠償責任を補償
(加入限度口数：3口まで)

1口月額換算

1,250円

合わせて
月額換算

2,250円から



全国青色申告会総連合共済会

お申込み・お問合せは、ご所属の青色申告会へ（一部取り扱いのない会があります）



※1 この広告は制度の概要をご説明したものです。詳しくは専用パンフレットをご覧ください。※2 全青色共済は、①共済会の自家共済と②大樹生命の無配当定期保険と③三井住友海上の団体総合生活補償保険で構成されている制度です。

無配当定期保険引受保険会社：大樹生命保険株式会社 団体総合生活補償保険引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社
代理店・扱者：㈱ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301

大樹-KB-2026-305、B26-100269、承認年月 2026年 8月

フリーランスとの連携強化を会勢拡大に活かそう

青色申告会員の減少が続いている。令和7年から令和8年にかけて4・3%の減少と厳しい結果となった。年間で純増した税務署単位の連合会・地区会（全青色の正会員）は、全国でわずか13会であった。

会勢拡大は、喫緊の課題である。全青色では、定款を変更して賛助会員を新設し、一般社団法人フリーランス協会を迎え入れた。これからは、14万8千人を超えるフリーランス協会会員に理解を求めて、地域の青色申告会に入会していただくことが大きな課題だ。

現在、半分を超える県連でフリーランス協会会員に向けた入会費用無料キャンペーンや記帳イベント「リアルみんちよば」を開催し、接点をもった方々に入会勧奨をおこなっている。さらに、個人事業者を会員とする各種団体と連携を深める取り組みを続けている。

各地の青色申告会にご協力いただいた確定申告期のアンケートによると、「入会のきっかけ」は独自の会運営をおこなう会（独立会）と商工会議所・商工会などに事務を委託する会（併設会）では、傾向が異なった。

独立会では、納税者の自主来所が21%、役員・会員の紹介が20%、国税局の受託記帳指導が11・4%、青色コーナーが11・3%で全体の63・7%を占めた。併設会では、自主来所が32・8%、関係団体の紹介が10・8%、会計ソフト「ブルーリターンA」購入のためが10・7%、役員・会員の紹介が10・2%で、全体の64・5%を占めた。こうした傾向から、独立会では関係団体との連携、併設会では役員・会員の紹介から強化すべきだと思う。

全青色では、青色申告会の認知度向上や自主来所を促すために、ホームページを通じた広報活動やインターネットによる広告発信をおこなっている。

今後、令和9年分からの青色申告特別控除の見直しや「飲食料品に係る2年間の消費税率引き下げ」に関する税制上の措置も予定される。税務行政と連携し、説明会などを通じて対象となる納税者と接点を持ち、入会勧奨することも重要となる。

県連、地区会とともに各種施策を総動員して青色申告運動に臨み、会勢拡大に取り組んでいきたい。



税制改正要望意見

全国青色申告会総連合は、令和9年度税制改正要望意見を取りまとめました。最重点要望事項のみを掲載します。要望実現にむけて、税制改正運動に取り組みます。皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

最重点要望事項

I 個人所得課税

1. 青色事業主勤労所得控除制度の早期創設

個人事業主の業種、業態に大きな変化が続いている。小売・卸売業といった伝統的な自営業者が減少する一方、給与所得者に類似した雇用的自営業者やフリーランスの増加など働き方の多様化が進んでいる。

給与所得者に適用される給与所得控除には、勤務費用の概算控除と他の所得との負担調整の特別控除の2つの性格があり、後者の性格は担税力の弱い勤労性所得に対する配慮と考えられている。同控除の前身は勤労控除でありその性格が引き継がれている。勤労性所得に対する配慮は、給与所得控除のその2分の1を差し引いた残りに相当する。給与所得者に認められる特定支出控除は、給与所得者の実額経費が給与所得控除の2分の1を超過した場合に適用され

るからである。

一方、個人事業主の所得に勤労性所得が含まれていることは周知の事実であるが、その所得の担税力は、給与所得者と同様に弱いにも関わらず、勤労性所得を認める税制上の仕組はない。働き方の違いによって勤労性所得の配慮に大きな不利益が生じている。令和8年度税制改正大綱では、基礎控除について消費者物価指数を参照して調整のうえ、2年ごとに見直しすることとし、給与所得控除の最低保障額も基礎控除と同様の措置を講ずることが決まった。また、同族法人企業や一人法人の社長は、個人事業主と実態が変わらない。役員報酬の支払による節税目的の不自然な法人成は、個人企業との間の税負担の格差をもたらしている。資本金500万円以下の法人企業の75・1%（令和6年「会社標準調査」国税庁）は、役員報酬を支払うこと等によって法人税の納税額がゼロ（欠損法人）であるといわれている。こうした状況下にあつて、所得間の課税上のバランスを確保し、公平な税制の構築は喫緊の課題である。

誠実な記帳と納税を実践し青色申告をおこなう個人事業主の所得には、最低保障額74万円を起点に、同額を差し引いた残額の2分の1をあわせて控除する青色事業主勤労所得控除制度の早期創設を強く要望する。

2. 一定の要件に該当する事業的規模に

たらない不動産所得者の青色申告特別
控除10万円を75万円へ引き上げ

事業的規模にいたらない不動産所得者は、正規の簿記の原則により記帳し申告をしても、青色申告特別控除10万円の適用だけである。この10万円の控除額は、昭和47年に創設された青色申告控除10万円以来、半世紀以上にわたり据え置かれている。この間、企業物価指数は約2・2倍に上昇している。特に、都市部においては事業的規模（いわゆる5棟10室）の形式基準を満たしていない場合でも、収入や管理等の実情が事業的規模と同程度である場合が多い。

不動産所得者の記帳水準の向上をはかるため、収入や管理等の実情が一定の要件に該当する不動産所得者については、事業とみなし正規の簿記の原則により記帳し、電子帳簿保存等やイータックスによる申告等の場合には、青色申告特別控除を現行の10万円から75万円に引き上げること強く要望する。

3. 事業的規模にいたらない不動産所得者の青色申告特別控除10万円を20万円へ引き上げ

正規の簿記の原則（一般には複式簿記）により記帳している事業所得者や事業的規模の不動産所得者に適用される青色申告特別控除には、令和9年分から、65万円（イータックスによる申告）と75万円（優良な電子帳簿等による申告等）の2種類がある。一方、事業的規模にいたらない不動産所得者は、同じ正規の簿記の原則により記帳し申告をしても、青色申告特別控除10万円の適用だけである。この10万円の控除額は、

昭和47年に創設された青色申告控除10万円以来、半世紀以上にわたり据え置かれている。この間、企業物価指数は約2・2倍に上昇している。

事業所得者と不動産所得者全体の記帳水準の向上をはかるために、事業的規模にいたらない不動産所得者であっても正規の簿記の原則により記帳し、イータックスによる申告等の場合には、青色申告特別控除を現行の10万円から20万円に引き上げること強く要望する。

4. 個人事業主に係る純損失の繰越期間の延長

青色申告をおこなう法人の欠損金額の繰越期間は、平成28年度の税制改正により10年間とされている。一方、青色申告をおこなう個人事業主の純損失の繰越期間は3年間に据え置かれ、個人と法人との間に制度格差・不公平が生じている。

諸物価の高騰や人手不足など、自助努力をしてもなお赤字経営に苦しんでいる個人事業主が多数いる。個人企業の事業継続のためにも、令和7年分以降に生じた各年分の純損失の金額を10年間（現行3年間）にわたり繰越控除することを要望する。

Ⅱ 消費課税

1. インボイス制度の負担軽減措置の恒久化

インボイス制度の導入により、インボイス発行事業者である小規模事業者の納税事務負担は大きく増加している。

その年の2年前（基準期間）の課税売上高が1000万円以下のインボイス発行事業者

者が選択できる売上に係る消費税額の3割を納税額とする負担軽減措置（3割特例）が令和9年分および10年分について、個人事業者に限って適用される。インボイスが発行されない事業者からの仕入れに係る仕入税額控除を70%まで認める経過措置が、令和10年9月30日までの取引に適用される。また、一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除ができる1万円未満の少額取引は、令和11年9月30日までの取引に適用される。

これらの小規模事業者に配慮した納税負担や事務負担軽減措置の恒久化を要望する。

2. 軽減税率制度の見直し

軽減税率制度は対象品目の取扱いを見直すことを要望するとともに、生活に直結する必需品にかかる軽減税率については、制度の設立の趣旨をふまえ、低税率に据え置くよう十分に配慮することを要望する。

Ⅲ 資産課税

1. 個人事業主の事業承継税制の抜本的な見直し

個人版事業承継税制を活用するために必須とされる特例承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで延長された。

団塊世代が後期高齢者になるなか、事業環境の悪化と制度利用の難しさから、個人版事業承継税制の活用は進んでいない。個人事業主が事業を継続発展できるよう、贈与税や相続税の納税猶予について、適用期限のない一般措置として恒久化するとともに、個人事業主が活用しやすいように、青

色申告決算書の貸借対照表に記載された事業上の流動資産を特定事業用資産に含め、個人事業主むけに事務手続をはじめ諸要件を緩和するなど、抜本的に制度の見直しをすすめる、個人事業者をさらに支援することを要望する。

※ 青色申告会のポータルサイト（3ページ欄外）に令和9年度税制改正要望意見の全文を掲載しています（二次元コード）。



青色申告会員のための税務ハンドブック
令和8年分の決算・申告を強力にサポート

令和8年分申告用 青色申告会員必携

掲載内容（予定）

① 特集（令和8年分から個人事業者に適用される主な税制改正、令和9年分から適用される青色申告特別控除、所得税等の申告書（A・I・O・C・R様式）「下書き用」、② 青色申告制度（特典や手続き）、③ 損益計算と決算、④ 所得税、⑤ 消費税、⑥ その他の税（相続税・贈与税・個人住民税・個人事業税・固定資産税）、⑦ 巻末資料（勘定科目一覧表兼消費税の税区分表、減価償却資産の耐用年数表と償却率表「抜粋」）

お申し込み・お問い合わせは、ご所属の青色申告会へお早めにお願ひします。

※ 一部に取り扱いをしていない会があります。また、在庫がなくなり次第、頒布を締め切らせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

令和8年熊本地震で 被害を受けた皆様へ

令和8年熊本地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。被災されたときは、申告や納税で配慮が受けられます。被災の状況が落ち着いてから税務署や青色申告会にご相談ください。

■ 国税の申告・納付等の期限延長

熊本県八代市、宇土市、宇城市および八代郡氷川町に納税地のある方は、令和8年7月28日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が延長されました。右記の地域以外に納税地がある被災者は、申請により期限延長を受けることができます。

■ 事業用資産に被害を受けた青色申告者

今回の震災で事業用資産が被害を受けた青色申告者は、その損失の金額を必要経費にできます。損益通算して引ききれなかった純損失がある場合は、特定非常災害に指定されましたので翌年以後5年間（通常は3年）にわたって繰り越して控除、または前年に繰り戻して還付が受けられます。

■ ほかにも税制上の配慮があります

消費税の届け出等に関する特例があります。また、住宅や家財に損害を受けたとき、納税が困難なときなどにも配慮があります。詳しくは国税庁ホームページ（二次元コード）をご覧ください。



小規模企業者のみなさま

安心 安全
国がつくった

小規模企業共済

経営者のための積み立て式退職金制度



POINT

1

将来の生活安定資金に

小規模企業者が、引退後の生活安定資金を積み立てる制度

POINT

2

無理なく積み立て

掛金月額1,000円から設定でき、途中で掛金の増額・減額が可能

POINT

3

今の経営のサポートにも

掛金は全額所得控除、また共済契約者貸付で事業資金等の借入れも可能

こんな方が
加入できます

個人事業主・フリーランス

小規模企業等の経営者・役員

個人事業の共同経営者

Be a Great Small.
中小機構

中小企業の価値を、
日本の原動力に。

オンラインで加入申込受け付け中

くわしくはウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済

検索



令和9年分からの 青色申告特別控除

青色申告特別控除が、令和8年度
税制改正で見直されました（本誌令
和8年2・3月号既報）。令和9年分
から求められる要件にご留意ください。

令和9年分からの青色申告特別控除

令和9年分所得税の申告から青色申告特
別控除の控除額は、65万円、75万円、10万
円の3種類になります。

※適用される控除額は、適用前の所得金額が限度で、不動産
所得の金額、事業所得の金額（10万円控除の場合は次に山
林所得の金額）から順次控除します。

▼青色申告特別控除65万円

65万円控除を受けるためには、次の①か
ら③の要件をすべて満たす必要があります。

**要件① 事業所得、または事業としておこ
なわれている不動産所得（いわゆる事業的
規模の不動産所得）がある。**

※不動産の貸付けが事業としておこなわれているかどうかは、
原則として社会通念上で事業といえる程度の規模であるか
否かで判断します（実質基準）。ただし、貸付けが一定数
以上であれば、事業として取り扱われる場合があります（形
式基準）。詳しくは、国税庁ホームページ
のタックスアンサー「事業としての不動産
貸付けとそれ以外の不動産貸付けとの区分
（二次コード）」をご確認ください。



要件② ①の所得に係る取引を正規の簿記

の原則（一般的には複式簿記）で記帳する。

※複式簿記であれば、手書きの帳簿でも差し支えありません。

要件③ ②の記帳にもとづいてつくった

貸借対照表と損益計算書を確認申告書に
添付し、その年の確定申告期限までに
e-Taxによる電子申告で提出する。

※要件の①と②を満たしていても、確定申告書などを書面で
提出する場合は、控除額が10万円になります。

▼青色申告特別控除75万円

75万円控除を受けるためには、前述の
65万円控除の①から③の要件をすべて満た
したうえで、**ア 優良な電子帳簿の保存**また
は**① デジタルシームレス保存**に対応する
会計ソフトを使って、その課税期間の最初（期
首または開業日）から記帳をおこないます。

なお、**ア**と**①**に対応する所定の届出書を、
適用を始める年分の所得税の確定申告期限
までに提出しなければなりません。

※届出書は、**㉑**が「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存
等に係る75万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特
例の適用を受ける旨の届出書」、**㉒**が「電子取引の取引情
報に係る電磁的記録に係る加重算税の加重措置の不適用の
特例及び75万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用
を受ける旨の届出書」です。なお、令和8年分までの青色
申告特別控除65万円または過少申告加算税の特例の適用を
受けるために所定の届出書を提出した場合は、**㉒**の届出書
を提出する必要はありません。

▼青色申告特別控除10万円

65万円控除および75万円控除のいずれの
要件にも該当しない青色申告者が10万円控
除を受けられます。

※現金主義による所得計算の特例の適用を受ける青色申告者
の場合は、10万円控除の対象になります。

なお、事業所得または事業的規模の
不動産所得があり、前々年の収入金額

(両方の所得がある場合はいずれか)が1000万円超であった人は、簡易帳簿で記帳すると10万円控除を適用できません。該当する方が10万円控除を受けるためには、複式簿記での記帳が必要です。

青色申告会では、複式簿記の講習会や初心者向けのテキストを用意していますので、お早めに青色申告会にご相談ください。

令和9年分からの記帳と提出のポイント

●e-Taxで提出しましょう

令和9年分からの65万円控除と75万円控除は、申告書などの書面提出は認められず、e-Taxによる電子申告が必要です(図表参照)。e-Taxによる電子申告を始めるなら、青色申告会にご相談ください。

図表 記帳方法と提出方法

	控除額	記帳方法	提出方法
令和8年分まで	55万円	手書き帳簿が可能	書面提出が可能
	65万円	⑦優良な電子帳簿保存の会計ソフトを使うか、①e-Taxによる電子申告か、いずれかをおこなう(⑦なら書面提出が可能、①なら手書き帳簿が可能)	
令和9年分から	65万円	手書き帳簿が可能	
	75万円	⑦優良な電子帳簿保存の会計ソフトか、②デジタルシームレス保存の会計ソフトか、いずれかを使う(手書き帳簿は不可)	e-Taxによる電子申告が必要(書面提出は不可)

●会計ソフトの利用をおすすめします

75万円控除を受けるには、⑦優良な電子帳簿の保存または②デジタルシームレス保存に対応する会計ソフトで記帳します。

⑦優良な電子帳簿の保存は、次の①から⑤の要件をすべて満たす必要があります。

③から⑤は、利用する会計ソフトがその機能を備えていなければなりません。青色申告会の会計ソフト「ブルーリターンA」は③から⑤の機能をすべて備えています。

- ① システムの説明書やデイスプレィ・プリンタなどの備え付けがある。
- ② 税務職員からのデータのダウンロードの求めに応じることができる。
- ③ 訂正・削除・追加の履歴が残る。
- ④ 帳簿の相互関連性がある。
- ⑤ 取引などの日付・金額・相手方に関する検索機能がある。

①デジタルシームレス保存は、請求書などの電子取引データを自動で保存し、帳簿に自動連携して記帳する仕組みです(本誌令和8年4・5月号および6・7月号「デジタルシームレスの流れ 前後編」既報)。この仕組みの利用には費用がかかりますので、個人事業者は⑦優良な電子帳簿の保存のほうを取り組みやすいと思われます。

会計ソフトは、e-Taxによる電子申告にも消費税の記帳・申告にも、容易に対応できます。会計ソフトの利用を始めるなら、青色申告会にご相談ください。

税務署総合受付の受付時間について

令和8年10月1日から、税務署の総合窓口の受付時間が、原則として午前9時から午後3時になりました。開庁時間(午前8時30分から午後5時)は対応されますが、できるだけ受付時間に訪問してください。

令和8年度 最低賃金の改定について

令和8年度から適用される地域別最低賃金が発表されました。全国加重平均は前年から56円引き上げの1177円となっています。発効予定日にご留意ください。

使用者（会社など）は、地域別の最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。また、特定の産業で働く労働者に適用される特定最低賃金が設定されている場合があります。両方が適用される労働者には、使用者は高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。支払う賃金額が最低賃金以上か確認してください。ご不明な点や個別事案などについては、お近くの労働基準監督署や都道府県労働局賃金課（室）にご相談ください。

地域別最低賃金（令和8年度改定）

（注）発効予定日は令和8年。それぞれ異議申し立てがない場合の最短のもの。

（単位：円）

都道府県	最低賃金額	発効予定日	都道府県	最低賃金額	発効予定日
北海道	1,131	10月1日	滋賀	1,136	10月3日
青森	1,090	10月29日	京都	1,180	11月16日
岩手	1,090	12月1日	大阪	1,231	10月1日
宮城	1,098	10月1日	兵庫	1,172	10月1日
秋田	1,090	10月14日	奈良	1,107	10月4日
山形	1,092	10月30日	和歌山	1,101	10月3日
福島	1,094	10月16日	鳥取	1,090	10月3日
茨城	1,136	10月18日	島根	1,092	10月10日
栃木	1,125	10月1日	岡山	1,104	10月2日
群馬	1,120	10月3日	広島	1,141	10月11日
埼玉	1,196	10月1日	山口	1,101	10月8日
千葉	1,195	10月1日	徳島	1,103	11月1日
東京	1,280	10月1日	香川	1,092	10月1日
神奈川	1,279	10月1日	愛媛	1,093	11月1日
新潟	1,108	10月1日	高知	1,086	10月29日
富山	1,119	10月1日	福岡	1,114	10月4日
石川	1,113	10月3日	佐賀	1,095	11月15日
福井	1,112	10月4日	長崎	1,087	11月2日
山梨	1,113	11月1日	熊本	1,092	12月1日
長野	1,117	10月2日	大分	1,096	11月1日
岐阜	1,121	10月1日	宮崎	1,085	10月24日
静岡	1,154	10月15日	鹿児島	1,090	10月25日
愛知	1,195	10月1日	沖縄	1,086	12月2日
三重	1,143	10月1日			

《自社の支払賃金額と最低賃金額との比較方法》

1. 時間給の場合：時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
2. 日給の場合：日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
3. 月給の場合：月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
4. 上記1～3の組み合わせの場合：例えば基本給が時間給制で、各手当（職務手当など）が月給制のときは、基本給を上記1、各手当を同3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆手当、通勤手当および家族手当

国がバックアップする退職金制度があること、ご存知ですか？

中小企業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済制度（中退共制度）は、中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。現在、約360万人が加入しています。

加入できる企業

個人企業は、常時雇用する従業員数が次の範囲内であれば加入できます。なお、法人などの場合は別途資本金の額・出資の総額が条件を満たせば加入できます。

一般業種（300人以下）、卸売業・サービス業（100人以下）、小売業（50人以下）

制度のメリット

● **国からの掛金助成** ※対象外となる場合があります
新規加入なら、掛金月額の2分の1（従業員ごとに上限5000円）を加入後4か月目から1年間、国が助成します。パートタイマーなどの短時間労働者の特例掛金月額の場合であれば、掛金月額の2分の1に、さらに上乗せして助成します。

掛金月額が1万8000円以下の従業員
の掛金を増額する場合、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。

● **掛金は全額非課税**

● **外部積立型で管理が簡単**

● **家族従業員も加入可能** ※必要書類があります

● **他の退職金・企業年金制度などと通算可**

能 ※一定の要件があります

選べる掛金月額

従業員ごとに選択でき、短時間労働者は特例掛金月額から選べます。

掛金月額	特例掛金月額
5,000円	2,000円
6,000円	3,000円
7,000円	4,000円
8,000円	
9,000円	
10,000円	
12,000円	
14,000円	
16,000円	
18,000円	
20,000円	
22,000円	
24,000円	
26,000円	
28,000円	
30,000円	

加入の手続き

「新規申込書」に記入して提出してください。制度の詳しいご案内は、青色申告会（一部会を除く）または中退共でおこなっています。

まずは中退共ホームページで資料をご請求ください。



中退共 CHU TAI KYO 中小企業退職金共済制度

事業主さん必見！
人材確保に効く「中退共」！

- 掛金の一部を国が助成
- 手数料は不要
- 掛金は全額非課税
- 家族従業員も加入可能

中小企業退職金共済事業本部

ホームページで「マンガでわかる中退共制度」公開中！

🔍 中退共 🔍 検索



青色申告会の会計ソフト

ブルーリターン



多くの会員の皆様にご利用いただくパソコン会計ソフトです

ブルーリターンAで **青色申告特別控除75万円**
e-Taxによる電子申告と優良な電子帳簿保存等で適用できます

※1 令和8年度税制改正により、令和9年分から青色申告特別控除の上限額が65万円から75万円に引き上げられました。
※2 優良な電子帳簿保存をするには所定の届出書を税務署に提出する必要があります。

ポイント 所得税申告書・青色申告決算書をかたん作成、そのままe-Tax送信

ポイント 消費税申告書・付表も2割特例などの特例措置に対応して作成

ポイント 会計データお預かりサービスでクラウドサーバーにデータを保全



青色申告会の
安心サポート

充実機能で
使いやすい

初めてでも安心の
かんたん操作

ブルーリターンA公式ホームページから
無料体験版やパンフレットをチェック

ブルーリターンA 検索

<https://www.bluereturna.jp>



解説動画はこちら

ソフト購入のご相談やお申し込みは、ご所属の青色申告会まで